

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月24日
【会社名】	株式会社No. 1
【英訳名】	No. 1 Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員・グループCEO 辰巳 崇之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
【電話番号】	03-5510-8911（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員・CFO グループコーポレート本部長 久松 千尋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
【電話番号】	03-6735-9979（直通）
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員・CFO グループコーポレート本部長 久松 千尋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（株式） その他の者に対する割当 29,986,000円 （第10回新株予約権） その他の者に対する割当 2,384,752円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 172,336,752円 （第11回新株予約権） その他の者に対する割当 128,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 300,128,000円 （注） 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	31,900株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行は、2024年4月24日開催の当社取締役会決議によるものです。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	31,900株	29,986,000	14,993,000
一般募集			
計(総発行株式)	31,900株	29,986,000	14,993,000

- (注) 1 本株式の募集は第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額です。また、増加する資本準備金の額は、14,993,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
940	470	100株	2024年5月10日(金)	-	2024年5月10日(金)

- (注) 1 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金です。
- 2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までにグロースパートナーズ投資組合(以下「割当予定先」といいます。)との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本株式の発行は行われなことをとります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社No. 1 本社	東京都千代田区内幸町一丁目5番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 王子支店	東京都北区王子一丁目10番17号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	1,808個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	2,384,752円
発行価額	新株予約権1個につき1,319円（新株予約権の目的である株式1株当たり13.19円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2024年5月10日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社N o . 1 グループコーポレート本部経営企画部 東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
払込期日	2024年5月10日
割当日	2024年5月10日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 王子支店

- (注) 1 株式会社N o . 1 第10回新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。第10回新株予約権及び株式会社N o . 1 第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）を、文脈に応じて総称して又は個別に「本新株予約権」といいます。）の発行は、2024年4月24日開催の当社取締役会決議によるものです。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額（会社法上の払込金額）の総額を払い込むものとしします。
- 3 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。） なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式180,800株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本欄第2項乃至第4項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号ホに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 行使価額 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、940円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価 (第(4)号口に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 (但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は (無償割当ての場合は) 効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) その他</p> <p>イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>ロ 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号ホの場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。</p> <p>ハ 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>ニ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>イ 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ロ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ハ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ニ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至本項第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日まで上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>172,336,752円</p> <p>(注) すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項記載の資本金等増加限度額から本項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2026年5月11日から2030年5月10日（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。） (2) 振替機関が必要であると認めた日 (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行使請求の受付場所 株式会社No. 1 グループコーポレート本部経営企画部 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 王子支店
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権者は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項の当社の30日前の通知日以降、本新株予約権を行使することができない。 2 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社及びグロースパートナーズ株式会社(以下「グロースパートナーズ」といいます。)の間の2024年4月24日付事業提携契約書(以下「本事業提携契約」といいます。)が、グロースパートナーズの代表取締役を務める古川徳厚氏がグロースパートナーズの代表取締役及び常勤の地位を維持することができなくなったことを理由として当社により解除された場合、当社は、本事業提携契約の解除日に、本新株予約権1個当たり、当該解除の日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)から行使価額を控除した金額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に乗じた金額と本新株予約権1個当たりの払込金額のうち、いずれか大きい金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。但し、当該解除の日が行使期間外の場合には、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で取得する。</p> <p>2 本事業提携契約が本欄第1項以外の理由に基づき当社により解除された場合(但し、本欄第3項の解約を除く。)、当社は、本事業提携契約の解除日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 本事業提携契約が本新株予約権の割当日から2年間に経過した日以降の当社の30日前の通知により解約された場合、当社は、本事業提携契約の解約日に、総額で、当該解約の日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)から行使価額を控除した金額に残存する本新株予約権の目的である株式の総数に乗じた金額と本新株予約権の割当日が属する暦月(当該月を含む)から本事業提携契約の解約日が属する暦月(当該月を含む)までの月数に150万円を乗じた金額のうち、いずれか大きい金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は、1989年9月に法人向けソフトウェア販売会社として設立され、OA機器の販売及び保守・メンテナンスを事業の主軸とするようになり、組織の再編などを経て2004年3月に社名を株式会社N o . 1へと変更しました。そして2008年12月に現社長の辰巳が社長へ就任、新経営体制がスタートしました。「日本の会社を元気にする一番の力へ。」を経営理念として掲げ、「皆様のN o . 1ビジネスパートナー」という経営ビジョンを実現するために、トータルビジネスパートナーとしてお客様を支え、日本経済の原動力になることに邁進してまいりました。

その後順調に事業拡大を続け、2017年3月には当時の東京証券取引所のJASDAQ(現スタンダード市場)への新規上場を果たしました。上場後も引き続き中小企業の強い味方として事業を推進してまいりました。

当社は、2018年6月に、第1次中期経営計画(2019年2月期~2022年2月期)を公表しましたが、業績目標として掲げた売上高100億円を1年前倒しで達成しました。そのため、2020年11月に、第2次中期経営計画(2021年2月期~2024年2月期)を新たに公表し、その中で重点戦略として掲げた5つの項目を中心に、各種施策を実施してまいりました。中でも、2020年7月に子会社化した株式会社アレクソンとのシナジー効果発揮については、同社が開発するセキュリティ機器や両社共同で開発した新製品を当社の直販部門にて販売することに注力したところ、企業のインフラを守る事業として顧客からの支持を受け、大きな成果を上げることができました。具体的には、当社による子会社化前の株式会社アレクソンの売上高(2020年3月期)は約28億円でしたが、買収後のシナジー効果の発揮により売上高が増加し、2024年2月期においては約47億円に上りました。

第2次中期経営計画全体としては、最終年度の営業利益に係る目標値にわずかに及ばない結果となりました。この間、当社の主たる取引先である小規模・中小企業を取り巻く環境は激変し、新型コロナウイルスによる事業への多大なる影響、更には電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿の保存方法等の特例に関する法律）やインボイス制度などの制度改革、待たなしの状況にあるDX化、人口減少による人手の確保と賃上げのバランスなどは喫緊の課題となっております。そのような環境下、OA機器やセキュリティ機器などのハード機器の販売と運用、保守事業を中心に成長してきた当社にとって、顧客の経営課題の解決、及び持続的なサポートを提供するためには、当社自身が次へのステップアップをしなければならない状況にあると認識しております。

これまで業績拡大に邁進してまいりましたが、この間に起きた社会の変化は極めて大きいものであり、当社を含め現代の企業に求められている役割は、利益の成長のみならず、ガバナンスの向上、人的資源への投資、環境への配慮、サステナビリティ経営など、かつてとは全く異なる社会における存在価値であると考えています。第2次中期経営計画までは業績の拡大を優先し、一定の成長を実現してまいりましたが、今後更なるグループの飛躍的成長を遂げるため、一度ここで立ち止まって振り返り、過去積上げてきた経営基盤、事業基盤を見直し、また構造面での改革を実施することが、長期にわたって成長していくために必要であるとの判断に至りました。

これらの認識を踏まえ、当社は、第3次中期経営計画“Evolution 2027”（2025年2月期～2027年2月期）を策定し、2024年4月12日に公表しました。その中では、今年度を経営・事業基盤再構築の1年と位置づけ、翌年度からの大きな伸長を図る助走期間といたします。そして、第3次中期経営計画の最終年度である2027年2月期に向けた計画達成のために、以下の4つの戦略を掲げました。

経営基盤・事業基盤の再強化、構造改革

事業領域拡大に向けた積極投資

収益構造の安定化

サステナビリティ経営・人的資本経営の推進

当社が認識している経営課題の解決や、中期経営計画の重点戦略を強力に推し進めるに当たり、社内リソースを有効に活用していく所存ですが、同時に、当社を取り巻く重要なステークホルダーである顧客、従業員、投資家などの視点を持った助言を受けられる外部リソースとの提携を実施することが非連続かつスピード感を伴った成長に繋がると考えていました。

今般、提携を行うこととなったグロースパートナーズに対しては、2023年5月から、事業計画の策定、業績及び企業価値向上策の検討等のコンサルティング業務を依頼し、各種アドバイスの提供を受けておりました。当社が第3次中期経営計画の策定に向け検討を行う中で、グロースパートナーズから、当社の成長のための情報提供・各種分析、取扱商品の拡充・強化、自社開発製品の拡充・強化、M&Aによる商品ラインナップ拡充・強化、人財強化、IR強化など、これまでのコンサルティングサービスより一歩進んだ、ハンズオンによる業務支援、及び提携を強化するための資本関係の構築に係る提案を受けました。その後、グロースパートナーズとの間で情報交換を重ね、具体的な業務提携及び資本関係の構築について協議を続けるとともに、社内においても議論を重ねてまいりました。その結果、当社が重点戦略として取り組む経営基盤・事業基盤の再強化、重点成長領域へのM&A等の積極投資、人的資本の開発・拡充において高度なノウハウと推進力を持ち、前職の大手コンサルティング会社、プライベートエクイティファンド時代から多くの上場企業の支援実績を持ち、かつ投資家的視点からの支援を受けられる古川徳厚氏が代表取締役を務めるグロースパートナーズとの間で資本関係を併いながら業務提携を実施することが、当社の戦略実現のために有用であるとの判断に至りました。

そのため、当社は、本日付で、グロースパートナーズとの間で本事業提携契約を、グロースパートナーズがサービスを提供する割当予定先との間で、割当予定先に対して普通株式及び新株予約権（行使価額固定型）を発行することを内容をとする引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結することといたしました。当社は、これらの契約に基づく業務資本提携を通じて、持続的な成長のための諸施策の検討及び着実な実行を積極的に推進してまいります。グロースパートナーズは、割当予定先に対し投資に関するサービスを提供すると共に、割当予定先の組合持分10%を保有していることから（残りの90%の組合持分はグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏が保有）、グロースパートナーズには、本事業提携契約に基づく事業支援を通じた当社の企業価値及び株式価値の向上に対するインセンティブが働くこととなります。なお、グロースパートナーズ及び割当予定先は、いずれも古川徳厚氏が深く関係する組織ですが、それぞれに関連する役職員の陣容その他の事情を考慮して、事業支援はグロースパートナーズが、有価証券の取得は割当予定先が担うという使い分けがなされているとのことです。

本事業提携契約に基づき当社がグロースパートナーズから受ける支援の概要は以下のとおりです。

当社における営業生産性の改善、及び取扱商品の拡充・強化に係るサポート

株式会社アレクソンにおける自社開発商品の拡充・強化、及びM&Aによる商品ラインナップ拡充・強化に係るサポート

M&A案件の紹介、及びターゲットをリストアップした上での能動的なアプローチに係る提案

人財採用・人財強化に係る支援

IRに関するアドバイスの提供、IR支援、投資家の紹介

海外進出・海外展開のノウハウの提供、提携候補先の紹介、交渉の支援

成長戦略策定支援、新規事業提案

(2) 資金調達方法の選択理由

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本株式（調達額29,986,000円）、第10回新株予約権（最大調達額172,336,752円）及び第11回新株予約権（最大調達額300,128,000円）を第三者割当の方法によって割り当てるものです（以下「本第三者割当」といいます。）。

資金調達方法には、不特定多数の一般投資家に向けて株式等の募集を行う公募、既存株主に対して株式や新株予約権を割り当てる株主割当、金融機関からの借入れ等もありますが、今回の資金調達は、グロースパートナーズとの間の業務提携を資本関係の構築により強固なものとすること、グロースパートナーズに対し当社に対するハンズオン支援を通じた企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することが主な目的の一つであるため、グロースパートナーズがサービスを提供する割当予定先に対する第三者割当の方法によること、また、当社株価の上昇によりキャピタルゲインの増加を享受することが可能となる普通株式、及び普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行することが目的に適合的であると考えました。

当社の資金需要の観点からも本株式及び本新株予約権を発行することが最適であると判断しました。すなわち、下記「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、次世代経営幹部候補育成のための人的投資及び生産性向上のためのインフラ投資に係る具体的な資金需要が近いタイミングで発生する見込みであるところ、かかる資金需要に対しては、発行のタイミングで一定の資金を調達することができる普通株式により調達することが合理的です。また、当社は、今後も重点領域の深化、事業領域の拡大のためのM&Aを積極的に行っていく予定ですが、現時点において具体的に決まっているものはないため、M&Aに係る資金ニーズについては、発行時に資金を調達することができる株式や新株予約権付社債ではなく、割当てを受けた者の行使によって段階的に資金調達をすることが可能となる新株予約権を活用すること適切であると考えました。第10回新株予約権は、M&Aを活用した戦略投資を見据えて、行使価額を発行決議日である2024年4月24日の直前取引日までの直前1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値と同額にし、行使が進みやすい設計とし、資金調達の蓋然性を高めています。一方で、第11回新株予約権の行使価額は、1,500円と足元の株価より高い水準であり、企業価値の向上に伴う株価の上昇に向けたインセンティブとしての側面の強い設計にしています。

本株式の発行により即時に希薄化が生じますが、本株式（31,900株）の2024年2月29日現在の当社発行済株式総数6,954,440株に対する比率は0.46%程度であり、希薄化の規模は限定的であると考えています。本新株予約権は、即時に希薄化が生じることはなく、その目的となる株式数は固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化に係る懸念は大きいものにはならないと考えています。また、当社としては、上記「(1) 資金調達の目的」のとおり、グロースパートナーズとの業務提携により当社の事業価値の向上が期待できることに加え、本株式及び本新株予約権の発行により調達する資金を、下記「4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると判断しています。

なお、上記のとおり、当社は、グロースパートナーズとの間で中長期的なパートナーシップを構築することを想定していますが、その観点から、本引受契約においては、割当予定先は、2024年5月11日から2028年5月10日までの期間は、本株式を売却しない旨が定められる予定です（但し、当該期間において本事業提携契約が終了した場合には、割当予定先は、終了日の翌日から、本株式を売却することが可能となります。）。また、第10回新株予約権の行使可能期間は2026年5月11日から2030年5月10日まで、第11回新株予約権の行使可能期間は2028年5月11日から2030年5月10日までとなっています。

2 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとします。

- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

3 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

4 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	2,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	128,000円
発行価額	新株予約権1個につき64円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.64円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2024年5月10日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社No. 1 グループコーポレート本部経営企画部 東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
払込期日	2024年5月10日
割当日	2024年5月10日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 王子支店

(注) 1 第11回新株予約権の発行は、2024年4月24日開催の当社取締役会決議によるものです。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。

3 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。） なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式200,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本欄第2項乃至第4項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号ホに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 行使価額 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,500円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(8)号に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（第(4)号口に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

	<p>□ 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号ホの場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。</p> <p>ハ 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。</p> <p>ニ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>イ 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ロ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ハ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>ニ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(1)号乃至本項第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>300,128,000円</p> <p>(注) すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の株式の数で除した額とする。</p>

	<p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、 計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 本項 記載の資本金等増加限度額から本項 に定める増加する資本金の額を減じた額 とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2028年5月11日から2030年5月10日（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の 条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発 生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を 行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営 業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <p>(1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及び その前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）</p> <p>(2) 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>(3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であ ると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14 日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使するこ とはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通 知する。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる 吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社とな る株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株 式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社 組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き 受けられることとなるものをいう。</p>
<p>新株予約権の行使請求の 受付場所、取次場所及び 払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求の受付場所 株式会社N o . 1 グループコーポレート本部経営企画部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 王子支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>1 本新株予約権者は、行使期間中のいずれかの20連続取引日において、当社普通株式の普 通取引の終値が2,000円を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 本新株予約権者は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項の当 社の30日前の通知日以降、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>3 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 本事業提携契約が、グロースパートナーズの代表取締役を務める古川徳厚氏がグロースパートナーズの代表取締役及び常勤の地位を維持することができなくなったことを理由として当社により解除された場合、当社は、本事業提携契約の解除日に、本新株予約権1個当たり、当該解除の日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)から行使価額を控除した金額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額と本新株予約権1個当たりの払込金額のうち、いずれか大きい金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。但し、当該解除の日が行使期間外の場合又は当該解除の日において本新株予約権の行使の条件が満たされていない場合には、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で取得する。</p> <p>2 本事業提携契約が本欄第1項以外の理由に基づき当社により解除された場合(但し、本欄第3項の解約を除く。)、当社は、本事業提携契約の解除日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 本事業提携契約が本新株予約権の割当日から2年間が経過した日以降の当社の30日前の通知により解約された場合、当社は、本事業提携契約の解約日に、総額で、当該解約の日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)から行使価額を控除した金額に残存する本新株予約権の目的である株式の総数を乗じた金額と本新株予約権の割当日が属する暦月(当該月を含む)から本事業提携契約の解約日が属する暦月(当該月を含む)までの月数に150万円を乗じた金額のうち、いずれか大きい金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由

上記「4 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注) 1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由」をご参照ください。

2 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

3 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

4 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
502,450,752	6,000,000	496,450,752

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用、登記関連費用及びその他費用です。
- 3 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

差引手取概算額496,450,752円につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に、2030年5月までに充当する予定です。かかる資金の内訳については、以下のとおりです。

なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。支出予定時期の期間中に本新株予約権の全部又は一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定額よりも不足した場合には、自己資金の活用及び銀行借入等の方法による資金調達の実施により下記の使途への充当を行う可能性があります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
M & Aによる戦略投資	468	2026年5月～2030年5月
次世代経営幹部候補育成のための人的投資	10	2024年9月～2025年5月
生産性向上のためのインフラ投資	18	2024年5月～2025年2月

<手取金の使途について>

当社は、1989年に9月に法人向けソフトウェア販売会社として設立され、その後OA機器の販売及び保守・メンテナンスを事業の主軸とするようになり、2012年には統合脅威管理システムであるUTM (Unified Threat Management) の販売事業に参入、情報セキュリティ機器やファイルサーバーなど取扱商品を拡大してまいりました。さらに2020年6月には株式会社リライ (現 株式会社No. 1 デジタルソリューション) を子会社化し、WEBコンサルティング事業の強化とクラウドシステムの開発・運営事業へ参入、また同年7月に株式会社アレクソンを子会社化、情報セキュリティ機器の企画・開発・設計・製造・販売までをグループ内で行うハード商材の「製造卸」としての体制を整備いたしました。一方、同年9月には、お客様専任のビジネスコンサルタントを配置し、IT支援及び経営支援を行う「No.1ビジネスサポート」の提供を開始し、顧客の経営課題のソリューション事業にも参入いたしました。この間、当社の主要顧客である中小企業の経営環境も大きく変わり、インボイス制度や電子帳簿保存法などの法改正やデジタル化による業務の効率化など、喫緊の課題やニーズが多様化しているのが現状です。顧客への課題解決のためには、OA・セキュリティのハード商材のみならず、ソフトウェア開発やハードとソフトが一体化したデジタル商材への対応が求められていると判断しております。その機能をいち早くリソース化するために必要なのがM&Aであり、加えて当社自身の人財のレベルアップ、顧客への対応力強化、自社内のDX化の推進であり、2024年4月12日に発表した新中期経営計画にも、このリソースの確保、強化を骨太の方針として掲げました。この度のグロースパートナーズ及び割当予定先との業務資本提携もまさに新中期経営計画の戦略に沿ったものであります。

M & Aによる戦略投資

当社は、2024年4月24日に公表いたしました新中期経営計画“Evolution 2027”におきまして4つの重点戦略を掲げました。その一つが「事業領域拡大に向けた積極投資」です。当社は、更なる飛躍と持続的な成長を実現させるために、既存事業の拡大に繋がる領域、及び未来の成長へ繋がる新たな領域へ進出するために積極的なM & Aを検討しております。2024年4月12日に公表しましたソフトウェア開発事業を営むOZ MODE株式会社の子会社化も、“Evolution 2027”に掲げた戦略の一貫です。現時点において更に計画されている具体的なM & A案件はありませんが、販路拡大やOA、セキュリティ系商品の製造を行う企業、エンジニアを抱えるソフト開発を行う企業など、当社の戦略に合致した案件などに対し、機動的にM & Aのための資金手当てを実施するための資金として、本新株予約権により調達する資金468百万円を充当することを予定しております。なお、上記充当予定期間内に上記金額分のM & Aを実行しなかった場

合においても、当社の成長に向けた施策に最適な配分で充当してまいります。今後、本新株予約権により調達した資金を充当する案件が具体的に決定された場合においては、適時に適切に開示いたします。

次世代経営幹部候補育成のための人的投資

当社は、人事の基本方針として、100年企業にふさわしい企業体の経営基盤・事業基盤を盤石とすべく、「人の成長」が「企業の成長」と捉え、人的資本への投資を新中期経営計画においても重点戦略の一つとして掲げております。人財の育成方針に関しては、顧客満足度を超えて顧客を感動させる、「顧客満足度No. 1企業から、感動満足度No. 1企業」を実践できる人財の育成を目指しています。

経営理念の浸透を軸に「人財の採用～育成～定着」を一連の流れの中で捉え、100年企業を見据え、企業を取り巻く環境の変化や、事業内容の進化に適応し続けることができる人財を育成するために、本株式により調達する資金のうち10百万円を充当する予定です。

従来からの階層別教育カリキュラムに加え、教育体系全般の再構築と合わせ、当面の重点施策を以下の3点としています。

1点目は、当社の主要な人財採用チャネルは新卒採用となっており、20代若手社員が従業員全体の約5割を占めますが、かかる若手社員の更なる底上げを目指します。将来を担う若手人財に対するビジネスパーソンとしての付加価値実装を目的に、効果的な研修を実施する予定です。

2点目は、部長クラス以上を対象とした、次期経営者候補の育成を視野に入れたカリキュラムの導入です。自社にフィットした外部講師の招へい、外部セミナー参画による視野の拡大、外部の他流試合形式の研修参加等を計画しています。

3点目は、約2割の構成比となっている、女性社員及び女性管理職の絶対数の増加を目的とした各種施策への投下です。ダイバーシティの推進という側面を含め、採用へのプラス 施策を皮切りに、個々の社員の自律性と共に働き続けることができ、活躍しやすい環境や制度づくりをタイムリーに実施する予定です。

これらの施策を今後1年間で推進し、入社時から次世代経営人財の育成までの組合せにより、育成の連鎖を途切れさせないよう、人的資本に積極的に投資してまいります。

生産性向上のためのインフラ投資

当社では、新中期経営計画“Evolution 2027”の重点戦略の一つ「経営基盤・事業基盤の再強化」の中で「DX推進による社内基盤の強化」を進めていきます。投資戦略に基づいたグループ会社の拡大、取扱商品・サービスの拡充など、更なる情報システムの連携が求められる中、情報システムの活用によるデータマーケティングの強化に実績を持つコンサルティングベンダーからの協力を得て、社内基幹システムの改修による業務効率の向上、SFA（Sales Force Automation、営業支援システム）・CRM（Customer Relationship Management、顧客関係管理）の改修による営業効率の向上に取り組んでまいります。

かかるインフラ投資のための費用として、本株式の発行により調達する資金のうち18百万円を充当する予定です。上記のコンサルティングベンダーに対して、2024年4月から同年6月までのサービスに対する対価として、各月410万円支払う予定です。その後の支払金額・タイミングについては、当該コンサルティングベンダーと協議の上決定します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本株式の売却に係る制限について

本引受契約においては、割当予定先は、2024年5月11日から2028年5月10日までの期間は、本株式を売却しない旨が定められる予定です（但し、当該期間において本事業提携契約が終了した場合には、割当予定先は、終了日の翌日から、本株式を売却することが可能となります。）。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

2024年4月24日現在

名称	グロースパートナーズ投資組合	
所在地	東京都目黒区自由が丘2-16-12RJ3	
出資額	76,000,000円	
組成目的	有価証券の取得等	
主たる出資者及び出資比率	組合員 古川 徳厚 90% 組合員 グロースパートナーズ株式会社 10%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	グロースパートナーズ株式会社
	所在地	東京都目黒区自由が丘2-16-12RJ3
	代表者の役職・氏名	代表取締役 古川 徳厚
	資本金の額	9,000,000円
	事業内容	金融業、企業戦略の立案等に関する支援事業、経営コンサルティング業務、投資及びそれに関するコンサルティング業務
	主たる出資者及びその出資比率	古川徳厚 100%

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

2024年4月24日現在

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社は、割当予定先にサービスを提供するグロースパートナーズにコンサルティング業務を委託しています。

(3) 提出者と割当予定先の業務執行組合員等であるグロースパートナーズとの間の関係

2024年4月24日現在

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社は、グロースパートナーズにコンサルティング業務を委託しています。

(4) 割当予定先の選定理由

上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）

1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、当社が認識している経営課題の解決や、中期経営計画の重点戦略を強力に推し進めるに当たっては、社内リソースの有効活用に加えて、当社を取り巻く重要なステークホルダーである顧客、従業員、投資家などの視点を持った助言を受けられる外部リソースとの提携を実施することが非連続かつスピード感を伴った成長に繋がると考えていました。

そのような状況の中、2023年5月から、新中期経営計画に向けた事業計画の策定、業績及び企業価値向上策等のコンサルティング業務を依頼していたグロースパートナーズから、当社の成長のための情報提供・各種分析、取扱商品の拡充・強化、自社開発商品の拡充・強化、M&Aによる商品ラインナップ拡充・強化、人財強化、IR強化など従前より幅広いテーマで、これまでのコンサルティングサービスより一歩進んだ、ハンズオンによる業務支援、及び提携を強化するための資本関係の構築に係る提案を受けました。その後、グロースパートナーズとの間で情報交換を重ね、具体的な業務提携及び資本関係の構築について協議を続けるとともに、社内においても議論を重ねてまいりました。その結果、当社が重点戦略として取り組む経営基盤・事業基盤の強化、重点成長領域へのM&A等の戦略的投資、人的資本の開発・拡充において高度なノウハウと推進力を持ち、前職の大手コンサルティング会社、プライベートエクイティファンド時代から多くの上場企業の支援実績を持ち、かつ投資家的視点からの支援を受けら

れる古川徳厚氏が代表取締役を務めるグロースパートナーズとの間で資本関係を伴いながら業務提携を実施することが、当社の戦略実現のために有用であるとの判断に至り、同社がサービスを提供する割当予定先に対し本第三者割当を実施することを決定しました。

(5) 割り当てようとする株式の数

本株式の総数は31,900株、第10回新株予約権の目的である株式の総数は180,800株、第11回新株予約権の目的である株式の総数は200,000株です。

なお、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の目的である株式の総数は、それぞれ、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄及び上記「第1 募集要項 5 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。

(6) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本株式に係る投資資金及び本新株予約権を行使する際における投資資金の回収）を目的としているため、本株式及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を割当予定先から口頭にて受けております。但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に第三者割当により取得する本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、当社と割当予定先との間で2024年4月24日付で締結される予定の本引受契約において、割当予定先は、2024年5月11日から2028年5月10日までの期間は、本株式を売却しない旨が定められる予定です（但し、当該期間において本事業提携契約が終了した場合には、割当予定先は、終了日の翌日から、本株式を売却することが可能となります。）。また、第10回新株予約権の行使可能期間は2026年5月11日から2030年5月10日まで、第11回新株予約権の行使可能期間は2028年5月11日から2030年5月10日までの期間となっています。

(7) 払込みに要する資金等の状況

本株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに要する資金について、当社は、割当予定先から、その取引銀行に係る口座残高の写し（2024年4月2日付）の提供を受け確認したところ、当該残高は本株式及び本新株予約権の発行に係る払込金額を十分に上回っていました。割当予定先にサービスを提供するグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏によれば、かかる資金は、割当予定先の組合員が割当予定先に出資した金銭であるとのことでした。

かかる結果を踏まえ、当社は、本株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権の行使に係る払込みに要する資金は確認することはできておりませんが、割当予定先は、本新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を行うことを予定している旨を、割当予定先にサービスを提供するグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。

(8) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びその組合員並びにその役員（以下「割当予定先関係者」と総称する。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ（代表者：羽田寿次、住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号）に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す当該情報が無い旨の調査報告書を2024年4月3日付で受領しております。したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本株式については、該当事項はありません。

当社と割当予定先との間で締結される予定である本引受契約においては、割当予定先は、2024年5月11日から2028年5月10日までの期間は、本株式を売却しない旨が定められる予定です（但し、当該期間において本事業提携契約が終了した場合には、割当予定先は、終了日の翌日から、本株式を売却することが可能となります。）。

また、本引受契約において、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

(a) 本株式

本株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2024年4月23日）までの直前1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である940円（円未満四捨五入）といたしました。

取締役会決議日の直前取引日までの直前1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、株式の適切な価値を把握することができ、算定根拠として合理的だと判断したためです。特に、当社は、2024年4月12日に新中期経営計画、2024年2月期の連結業績及び2025年2月期の連結業績予想を公表している中で、短期的な思惑等により株価が左右される可能性も考えられたため、上記のとおり判断しました。なお、算定期間を直近1か月としたのは、1か月を超える期間の平均とすると直近の株価値と乖離する可能性があるかと判断したからです。

なお、本株式の払込金額は、上記取締役会決議日の直前取引日（2024年4月23日）の当社普通株式の終値916円に対して2.62%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率又はディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、上記取締役会決議日の直前取引日（2024年4月23日）までの直前3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である949円に対して0.95%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値の単純平均値である941円に対して0.11%のディスカウントとなる金額です。

本株式の払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、割当予定先であるに特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(b) 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本顕）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2024年4月24日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2024年4月23日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（30.5%）、予定配当額（35円/株）、無リスク利率（0.6%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。

第10回新株予約権の行使価額につきましては、940円と決定いたしました。これは、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2024年4月23日）までの直前1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値に相当する金額です。また、第11回新株予約権の行使価額につきましては、1,500円と決定しましたが、これは、当該単純平均値に一定のプレミアムを付した金額です。当社と割当予定先との間において、本新株予約権が今後長期にわたって行使される可能性があるものであることを踏まえ、一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を基準に考えることが適切であると考えたため、上記単純平均値を基準として採用し、その上で協議を行った結果、第10回新株予約権については当該単純平均値と同額、第11回新株予約権については一定のプレミアムを付した金額とすることに合意しました。なお、第10回新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2024年4月23日）における当社普通株式の終値916円に対して2.62%のプレミアム、第11回新株予約権の行使価額は、当該終値に対して63.76%のプレミアムです。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（第10回新株予約権：1,319円、第11回新株予約権：64円）を赤坂国際会計による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における本株式の数31,900株に、第10回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（180,800株）及び第11回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（200,000株）を合算した総株式数

は412,700株(議決権数4,127個)であり、これは、2024年2月29日現在の当社発行済株式総数6,954,440株(議決権総数64,141個)に対して、5.93%(議決権総数に対し6.43%)の希薄化(小数点第三位を四捨五入)に相当します。

しかしながら、当社としては、上記のとおり、グロースパートナーズとの業務提携により当社の事業価値の向上が期待できることに加え、本株式及び本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
辰巳 崇之	東京都大田区	1,056,376	16.47	1,056,376	15.47
グロースパートナーズ投資組合	東京都目黒区自由が丘2-16-12RJ3			412,700	6.04
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	360,000	5.61	360,000	5.27
N o . 1 従業員持株会	東京都千代田区内幸町一丁目5番2号	351,800	5.48	351,800	5.15
"CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/UCITS CUSTOMERS (常任代理人：香港上海銀行東京支店カストディ業務部)"	1-3 PLACE VALHUBERT 7501 3 PARIS FRANCE (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	222,100	3.46	222,100	3.25
久松 千尋	東京都港区	162,340	2.53	162,340	2.38
岩崎 泰次	静岡県静岡市駿河区	149,400	2.33	149,400	2.19
奥脇 治	神奈川県横浜市中区	139,460	2.17	139,460	2.04
竹澤 薫	東京都豊島区	125,340	1.95	125,340	1.84
桑島 恭規	東京都港区	120,000	1.87	120,000	1.76
計		2,686,816	41.88	3,099,516	45.39

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2023年8月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2023年8月31日現在の所有株式数及び総議決権数に、本株式の第三者割当による増加株式数、及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式を加味した数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第34期、2023年5月31日提出）、四半期報告書（第35期第3四半期、2024年1月12日提出）（以下「有価証券報告書等」と総称します。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年4月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年4月24日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の第34期有価証券報告書の提出日（2023年5月31日）以降、本有価証券届出書提出日（2024年4月24日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

2023年5月31日提出の臨時報告書

1 提出理由

2023年5月30日開催の当社第34回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年5月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき21円50銭

配当総額 143,579,365円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月31日

第2号議案 取締役7名選任の件

辰巳崇之、桑島恭規、久松千尋、平瀬和宏、竹澤薫、吉崎浩一郎、新村和大を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

須田美玲を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	42,394	44	-	(注)1	可決 99.61
第2号議案 取締役7名選任の件					
辰巳 崇之	38,684	3,754	-	(注)2	可決 90.90
桑島 恭規	39,052	3,386	-	(注)2	可決 91.76
久松 千尋	39,052	3,386	-	(注)2	可決 91.76
平瀬 和宏	39,040	3,398	-	(注)2	可決 91.73
竹澤 薫	39,023	3,415	-	(注)2	可決 91.69
吉崎 浩一郎	42,334	104	-	(注)2	可決 99.47
新村 和大	42,359	79	-	(注)2	可決 99.53
第3号議案 監査役1名選任の件	42,355	83	-	(注)2	可決 99.52

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

2024年4月12日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2024年4月11日(連結子会社 取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、連結子会社である株式会社アレクソンより、配当金として343百万円を受領することとなりました。配当効力については、2024年5月29日予定の株式会社アレクソン定時株主総会の決議を経て発生予定となります。

配当の効力発生日は2024年5月30日を予定しており、当該配当金の受領日は同日を予定しております。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

本件に伴い、2025年2月期の個別決算において、上記受取配当金を営業外収益に計上いたします。

なお、連結子会社からの配当であるため、2025年2月期の連結業績に与える影響はありません。

2024年4月24日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、2024年4月24日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、OZ MODE株式会社（以下「OZ MODE」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	OZ MODE株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿二丁目25番12号
代表者の氏名	代表取締役 押部 忠宏
資本金の額（2024年4月24日現在）	35,000千円
純資産の額（2023年3月31日現在）	185,651千円
総資産の額（2023年3月31日現在）	270,263千円
事業の内容	ITコンサルティング、システム・ソフトウェア開発、WEB コンサルティング

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：千円)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	440,969	452,946	484,888
営業利益	13,803	27,882	25,588
経常利益	44,237	54,850	28,640
当期純利益	35,870	36,546	20,709

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(2024年4月24日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社EPARK	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

（２）本株式交換の目的

当社は、情報セキュリティ機器の開発・製造を行う株式会社アレクソンを2020年7月に子会社化し、情報セキュリティ機器の企画・開発・設計・製造・販売までをグループ内で行うハード商材の「製造卸」としての体制を整備いたしました。一方、同年9月に、お客様専任のビジネスコンサルタントを配置し、IT支援及び経営支援を行う「No.1ビジネスサポート」を開始し、顧客の経営課題を解決する経営コンサルティング事業に参入いたしました。

昨今、当社の主要顧客である中小企業の経営環境も大きく変わり、インボイス制度や電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿の保存方法等の特例に関する法律）などの法改正対応や、人手不足や業務効率化に対応するため、デジタル化やIT・DX化を業務に取り入れることが一層求められるなど、顧客の経営課題やニーズは多様化している状況です。

多様化する当社顧客の課題解決のためには、OA・セキュリティのハード商材のみならず、ソフトウェア開発やハードとソフトが一体化したデジタル商材への対応が当社にも求められております。

その機能をいち早くリソース化するための手段の一つがM&Aであり、2024年4月12日に発表した新中期経営計画にも、このリソースの確保、強化を骨太の方針として掲げました。

OZ MODEが当社グループに加わることは、当社に不足しているソフト開発のリソースをグループ内に備えることができること、「新たな事業領域への積極投資」は当社の重点戦略の一つでもあることから、OZ MODEの当社子会社化に関して、OZ MODEの親会社である株式会社EPARK（以下「EPARK」といいます。）と慎重に協議を重ねて参りましたが、本日、簡易株式交換によるOZ MODEの完全子会社化に関する契約をEPARKとの間で締結いたしました。

OZ MODEは、長期にわたり大手企業へのエンジニアの派遣事業やシステム開発のプロジェクトを請け負っており、自社で採用した人材を比較的短期間で優秀なエンジニアに育て上げる教育システムや独自のノウハウを有しております。

OZ MODEの当社グループ入りにより、新規事業としてSES事業に新たに進出する、不足が世の中の社会課題となっているデジタル人材の確保、育成に繋がる、システム開発機能をグループ内に保有し、多様化する顧客ニーズへの対応を可能とする、当社の他部門の従業員をリスクリングによりデジタル人材へと育成を行うことにより、人材の効率化・生産性の向上が図れる、当社の基幹システムの開発・保守・運用業務を外部費用をかけずスピーディーに内製化できるなど、新しい意義や多くのシナジーが期待できます。

以上の通り、当社は、OZ MODEと連携することが、今後の事業展開、企業価値の向上に大きく寄与するものと考え、今般の完全子会社化を決議いたしました。

System Engineering Service事業の略。ITを中心にエンジニアが不足している企業に対し、エンジニア派遣等のサービスを提供する事業。

（３）本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、OZ MODEを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、完全親会社となる当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により当社の株主総会の承認を受けずに、完全子会社となるOZ MODEにおいては、2024年4月25日に開催される予定の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2024年6月1日を効力発生日として行われる予定です。

株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	OZ MODE (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	266
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：319,200株	

（注１）株式の割当比率

OZ MODEの普通株式1株に対して、当社の普通株式266株を割当交付いたします。

（注２）本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換によりOZ MODEの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるOZ MODEの株主に対し、その保有するOZ MODE普通株式に代えて、本株式交換の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した当社株式を割当交付いたします。当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社No. 1(住所(本店所在地):東京都千代田区内幸町一丁目5番2号。以下「甲」という。)とOZ MODE 株式会社(住所(本店所在地):東京都渋谷区恵比寿二丁目25番12号。以下「乙」という。)は、以下のとおり、株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(本株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に266株を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式266株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に割り当てられるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第3条(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金および準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って甲が適当に定める。

第4条(効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、2024年6月1日とする。但し、本株式交換の手の進行に応じ必要があるときは、甲と乙の合意により、これを変更することができる。

第5条(承認の手続)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、甲の株主総会の決議による承認を得ないで、本株式交換を行うものとする。但し、会社法第796条第3項の規定に従い甲の株主総会の承認を要することとなった場合には、前項但書に基づき、甲と乙は、甲の株主総会の開催時期を考慮の上、効力発生日の変更を行うものとする。
2. 乙は、会社法第783条第1項の規定に基づき、効力発生日の前日までに乙の株主総会の決議による承認を得るものとする。

第6条(本契約の効力)

本契約は、前条第1項但書が適用される場合において、効力発生日の前日までに、甲の株主総会の承認が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第7条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙間で誠実に協議の上、これを定めるものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2024年4月24日

甲 東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
株式会社N o . 1
代表取締役 辰 巳 崇 之

乙 東京都渋谷区恵比寿二丁目25番12号
O Z M O D E 株式会社
代表取締役 押 部 忠 宏

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びOZ MODEから独立した第三者算定機関である株式会社みのり会計（以下「みのり会計」といいます。）に当社及びOZ MODEの株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼しました。当社は、本株式交換比率について、下記「算定の概要」に記載のみのり会計が算定した株式交換比率レンジの範囲内であることから、妥当な水準であり、また、みのり会計によるOZ MODEの株式価値の算定結果を参考に、OZ MODEの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

算定に関する事項

1. 算定機関の名称並びに当社及び相手会社との関係

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定について、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びOZ MODEから独立した第三者算定機関であるみのり会計に依頼をし、2024年4月23日付で、当社及びOZ MODEの株式価値に関する算定書を取得しました。なお、みのり会計は当社及びOZ MODEの関連当事者には該当せず、当社及びOZ MODEとの間で重要な利害関係を有しません。

・算定の概要

みのり会計は、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2024年4月23日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の株価終値の平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
市場株価法	916～949

OZ MODEの株式価値については、非上場会社であり市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を採用いたしました。なお、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。みのり会計が上記手法により算定したOZ MODE普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
DCF法	236,282～279,629

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

算定結果（円）
248.98～305.27

なお、みのり会計は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した結果及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであること、OZ MODEの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、及びOZ MODEの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測との判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社No. 1
本店の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目5番2号
代表者の氏名	代表取締役グループCEO 辰巳 崇之
資本金の額	629,982千円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	セキュリティ商品の製造・販売、OA関連商品販売、情報通信端末販売

3. 資本金の増減

下記「第四部 組込情報」に記載の第34期有価証券報告書(2023年5月31日提出)に記載の資本金等は、本有価証券届出書提出日(2024年4月24日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年6月1日~ 2024年4月24日	60,960	6,954,440	2,437	630,139	2,437	551,252

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要

2024年4月12日に開示いたしました、2024年2月期決算短信〔日本基準〕(通期)に掲載されている第35期(自2023年3月1日至2024年2月29日)連結会計年度の連結財務諸表は、以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当連結会計年度 (2024年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,450,955	2,416,074
受取手形、売掛金及び契約資産	1,952,426	2,128,287
電子記録債権	111,752	115,225
商品及び製品	192,285	175,780
仕掛品	23,400	37,500
原材料及び貯蔵品	750,629	754,457
その他	235,184	292,918
貸倒引当金	3,970	6,421
流動資産合計	5,712,663	5,913,822
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	172,667	158,703
工具、器具及び備品（純額）	200,483	214,460
土地	227,700	227,700
リース資産（純額）	124,501	117,374
その他（純額）	2,843	2,231
有形固定資産合計	728,195	720,470
無形固定資産		
のれん	605,802	574,535
ソフトウェア	45,542	99,835
その他	70,653	3,300
無形固定資産合計	721,998	677,670
投資その他の資産		
投資有価証券	35,384	85,749
長期貸付金	4,558	4,558
繰延税金資産	206,748	166,489
敷金及び保証金	313,453	314,306
その他	225,751	229,552
貸倒引当金	11,951	11,951
投資その他の資産合計	773,945	788,704
固定資産合計	2,224,139	2,186,844
資産合計	7,936,803	8,100,667

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2023年2月28日)	当連結会計年度 (2024年2月29日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	900,193	810,821
電子記録債務	89,788	178,156
短期借入金	-	551,000
1年内償還予定の社債	24,000	24,000
1年内返済予定の長期借入金	331,390	343,732
リース債務	50,993	52,583
未払金	710,476	661,106
未払法人税等	380,369	172,282
前受収益	11,787	10,352
賞与引当金	35,400	39,842
役員賞与引当金	20,000	-
製品保証引当金	14,856	14,252
その他	381,521	358,469
流動負債合計	2,950,775	3,216,598
固定負債		
社債	61,000	37,000
長期借入金	1,045,311	780,853
リース債務	90,685	81,274
長期前受収益	15,274	9,975
退職給付に係る負債	152,237	162,295
資産除去債務	6,845	6,883
その他	53,440	42,084
固定負債合計	1,424,794	1,120,366
負債合計	4,375,570	4,336,965
純資産の部		
株主資本		
資本金	623,832	629,982
資本剰余金	669,973	676,124
利益剰余金	2,371,631	3,008,375
自己株式	178,749	576,188
株主資本合計	3,486,687	3,738,294
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,751	5,092
退職給付に係る調整累計額	6,061	7,328
その他の包括利益累計額合計	8,813	12,421
新株予約権	63,158	6,335
非支配株主持分	2,573	6,650
純資産合計	3,561,232	3,763,701
負債純資産合計	7,936,803	8,100,667

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
売上高	13,308,392	13,452,413
売上原価	7,098,226	7,135,538
売上総利益	6,210,165	6,316,875
販売費及び一般管理費	5,059,844	5,089,118
営業利益	1,150,320	1,227,756
営業外収益		
受取利息	20	306
受取配当金	310	264
経営指導料	5,500	7,200
保険解約返戻金	4,802	3,254
その他	7,987	8,878
営業外収益合計	18,620	19,903
営業外費用		
支払利息	14,282	13,677
支払手数料	8,687	11,563
その他	2,850	5,869
営業外費用合計	25,819	31,110
経常利益	1,143,121	1,216,550
特別利益		
事業譲渡益	300,000	-
抱合せ株式消滅差益	10,013	-
投資有価証券売却益	-	172,799
特別利益合計	310,013	172,799
特別損失		
ソフトウェア除却損	25,700	6,563
減損損失	4,027	-
特別損失合計	29,727	6,563
税金等調整前当期純利益	1,423,407	1,382,786
法人税、住民税及び事業税	562,990	457,229
法人税等調整額	41,787	35,209
法人税等合計	521,202	492,439
当期純利益	902,204	890,347
非支配株主に帰属する当期純損失 ()	9,677	4,076
親会社株主に帰属する当期純利益	911,882	886,270

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
当期純利益	902,204	890,347
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	739	2,341
退職給付に係る調整額	5,987	1,267
その他の包括利益合計	6,726	3,608
包括利益	908,931	893,955
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	918,609	889,879
非支配株主に係る包括利益	9,677	4,076

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位: 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	608,264	654,405	1,633,321	178,749	2,717,241
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	15,568	15,568			31,136
剰余金の配当			173,573		173,573
親会社株主に帰属する当期純利益			911,882		911,882
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	15,568	15,568	738,309	-	769,445
当期末残高	623,832	669,973	2,371,631	178,749	3,486,687

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,012	74	2,086	7,265	12,251	2,738,844
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						31,136
剰余金の配当						173,573
親会社株主に帰属する当期純利益						911,882
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	739	5,987	6,726	55,893	9,677	52,942
当期変動額合計	739	5,987	6,726	55,893	9,677	822,388
当期末残高	2,751	6,061	8,813	63,158	2,573	3,561,232

当連結会計年度（自 2023年3月1日 至 2024年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	623,832	669,973	2,371,631	178,749	3,486,687
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	6,150	6,150			12,300
剰余金の配当			249,526		249,526
親会社株主に帰属する当期純利益			886,270		886,270
自己株式の取得				397,438	397,438
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,150	6,150	636,744	397,438	251,606
当期末残高	629,982	676,124	3,008,375	576,188	3,738,294

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,751	6,061	8,813	63,158	2,573	3,561,232
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						12,300
剰余金の配当						249,526
親会社株主に帰属する当期純利益						886,270
自己株式の取得						397,438
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,341	1,267	3,608	56,822	4,076	49,137
当期変動額合計	2,341	1,267	3,608	56,822	4,076	202,469
当期末残高	5,092	7,328	12,421	6,335	6,650	3,763,701

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,423,407	1,382,786
減価償却費	204,669	229,314
のれん償却額	120,029	139,918
株式報酬費用	63,719	49,570
減損損失	4,027	-
ソフトウェア除却損	25,700	6,563
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1,105	2,450
賞与引当金の増減額 (は減少)	5,350	4,442
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	10,400	20,000
製品保証引当金の増減額 (は減少)	253	604
移転損失引当金の増加額 (は減少)	1,774	-
アフターサービス引当金の増減額 (は減少)	31,809	-
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	23,043	11,884
受取利息及び受取配当金	330	570
支払利息	14,282	13,677
事業譲渡益	300,000	-
投資有価証券売却損益 (は益)	-	172,799
抱合せ株式消滅差益	10,013	-
売上債権及び契約資産の増減額 (は増加)	319,805	179,333
棚卸資産の増減額 (は増加)	438,058	1,422
仕入債務の増減額 (は減少)	178,166	2,375
未払金の増減額 (は減少)	85,420	37,313
前受収益の増減額 (は減少)	1,283	6,733
その他	76,864	65,387
小計	1,416,490	1,254,925
利息及び配当金の受取額	330	570
利息の支払額	14,167	13,596
法人税等の支払額	400,293	676,687
法人税等の還付額	140,878	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,143,238	565,212
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	-	172,800
有形固定資産の取得による支出	215,866	144,575
無形固定資産の取得による支出	25,976	45,132
子会社株式の条件付取得対価の支払額	66,390	108,650
保険積立金の解約による収入	14,274	8,596
事業譲渡による収入	300,000	-
関連会社株式の取得による支出	30,000	-
その他	22,210	68,792
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,748	185,755
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	400,000	551,000
長期借入れによる収入	448,000	100,000
長期借入金の返済による支出	260,535	352,116
社債の発行による収入	50,000	-
社債の償還による支出	14,000	24,000
株式の発行による収入	30,551	12,249
自己株式の取得による支出	-	397,438
配当金の支払額	173,351	249,131
その他	49,127	54,901
財務活動によるキャッシュ・フロー	368,462	414,337

(単位: 千円)

	前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	773,027	34,880
現金及び現金同等物の期首残高	1,535,290	2,319,955
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の 増加額	11,637	-
現金及び現金同等物の期末残高	2,319,955	2,285,074

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第27-2項に定める経過期的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「貸付金の回収による収入」は金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付金の回収による収入」に表示していた439千円は、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」として組み替えられています。

(追加情報)

(企業結合に係る条件付取得対価の会計処理)

条件付取得対価は、2020年7月31日に行われた株式会社アレクソンの取得において、株式譲渡契約に基づき、取得後一定の事象が発生することに伴い支払う契約となっていました。第1四半期連結会計期間において、取得対価の追加支払が確実となったため、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんを追加的に認識しています。なお、追加的に認識するのれんは、企業結合時点で認識されたものと仮定して計算しています。

1. 追加的に認識した取得原価	108,650千円
2. 追加的に認識したのれんの金額、のれん償却額、償却方法及び償却期間	
追加的に認識したのれんの金額	108,650千円
のれん償却額	44,265千円
償却期間及び償却方法	9年間にわたる均等償却

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前連結会計年度(自 2022年3月1日至 2023年2月28日)

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年3月1日至 2024年2月29日)

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社クレディセゾン	3,173,714

(注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社クレディセゾン	3,283,009

(注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

連結子会社である株式会社No. 1 デジタルソリューションに係るのれんについて、当初想定していた収益が見込めなくなったことから、帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
1株当たり純資産	523円43銭	584円13銭
1株当たり当期純利益	138円68銭	135円77銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	134円27銭	134円29銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	911,882	886,270
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	911,882	886,270
普通株式の期中平均株式数 (株)	6,575,318	6,527,968
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	216,120	71,666
(うち新株予約権 (株))	(216,120)	(71,666)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含まれなかつ た潜在株式の概要	新株予約権1種類 (第9回新株予 約権114,000個)。	新株予約権1種類 (第9回新株予 約権114,000個)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5. 自己株式の取得状況

下記「第四部 組込情報」に記載の第34期有価証券報告書の提出日（2023年5月31日）以降、本有価証券届出書提出日（2024年4月24日）までの間において、以下の自己株券買付状況報告書を関東財務局長に提出しております。（2023年6月2日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2023年5月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2023年5月9日）での決議状況 （取得期間 2023年5月10日～2023年8月31日）	340,000		510,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	5月10日	3,100	3,761,500
	5月11日	7,000	8,332,000
	5月12日	5,200	6,182,300
	5月15日	5,200	6,010,800
	5月16日	5,100	5,809,700
	5月17日	5,100	5,879,500
	5月18日	5,100	5,815,300
	5月19日	5,000	5,799,900
	5月22日	4,700	5,449,500
	5月23日	5,000	5,819,900
	5月24日	5,200	5,912,900
計	-	55,700	64,773,300
報告月末現在の累計取得自己株式	55,700		64,773,300
自己株式取得の進捗状況（％）	16.4		12.7

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2023年5月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	6,940,280
保有自己株式数	249,110

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2023年7月4日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2023年5月9日)での決議状況 (取得期間 2023年5月10日~2023年8月31日)	340,000		510,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	6月1日	5,200	5,877,100
	6月2日	5,000	5,645,900
	6月5日	5,100	5,858,300
	6月6日	5,000	5,810,700
	6月7日	4,100	4,759,700
	6月8日	4,900	5,749,600
	6月9日	4,900	5,839,800
	6月12日	5,000	6,148,900
	6月13日	5,000	6,169,700
	6月14日	4,900	6,044,800
	6月15日	4,800	5,911,600
	6月16日	2,900	3,624,500
	6月19日	3,000	3,775,900
	6月20日	2,700	3,472,700
	6月21日	2,800	3,593,800
	6月22日	2,800	3,555,400
	6月23日	2,000	2,525,900
	6月26日	2,500	3,155,200
	6月27日	2,400	3,020,800
	6月28日	2,400	3,080,500
6月29日	2,400	3,110,100	
6月30日	2,300	2,963,600	
計	-	82,100	99,694,500
報告月末現在の累計取得自己株式	137,800		164,467,800
自己株式取得の進捗状況(%)	40.5		32.2

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2023年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	6,940,280
保有自己株式数	331,210

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2023年8月2日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2023年7月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2023年5月9日)での決議状況 (取得期間 2023年5月10日~2023年8月31日)	340,000		510,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	7月3日	2,700	3,570,900
	7月4日	2,400	3,157,400
	7月5日	2,200	2,826,900
	7月6日	2,400	3,043,200
	7月7日	2,300	2,910,900
	7月10日	2,800	3,561,900
	7月11日	2,400	3,088,700
	7月12日	2,300	2,899,800
	7月13日	2,300	2,919,700
	7月14日	2,900	3,631,700
	7月18日	8,400	9,644,300
	7月19日	10,300	11,486,100
	7月20日	6,900	7,920,100
	7月21日	7,100	7,994,400
	7月24日	8,700	9,756,000
	7月25日	6,800	7,642,400
	7月26日	8,000	8,969,500
7月27日	8,500	9,461,400	
7月28日	6,300	7,074,300	
7月31日	6,500	7,286,100	
計	-	102,200	118,845,700
報告月末現在の累計取得自己株式	240,000		283,313,500
自己株式取得の進捗状況(%)	70.6		55.6

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

2023年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	6,942,440
保有自己株式数	433,410

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

（2023年9月1日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 取得状況

（1）株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

（2）取締役会決議による取得の状況

2023年8月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2023年5月9日）での決議状況 （取得期間 2023年5月10日～2023年8月31日）	340,000		510,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	8月1日	6,500	7,303,200
	8月2日	6,600	7,431,600
	8月3日	6,300	7,124,300
	8月4日	6,000	6,888,200
	8月7日	6,400	7,483,300
	8月8日	6,500	7,646,700
	8月9日	6,400	7,376,200
	8月10日	6,500	7,311,300
	8月14日	6,300	7,103,100
	8月15日	6,200	6,972,800
	8月16日	5,500	6,174,600
	8月17日	5,500	6,210,600
	8月18日	5,400	6,123,800
	8月21日	5,400	6,210,000
	8月22日	5,500	6,300,400
	8月23日	6,000	6,981,900
8月24日	3,000	3,482,800	
計	-	100,000	114,124,800
報告月末現在の累計取得自己株式	340,000		397,438,300
自己株式取得の進捗状況（％）	100		77.9

- 2 処理状況
該当事項はありません。

- 3 保有状況

2023年8月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	6,954,440
保有自己株式数	533,410

（注） 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日	2023年5月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第35期第3四半期)	自 2023年9月1日 至 2023年11月30日	2024年1月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年5月31日

株式会社No.1

取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所指定社員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員指定社員 公認会計士 井上 道明
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社No.1の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社No.1及び連結子会社の2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2023年5月9日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社No.1の決算月における情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社No.1は、主たる商材として情報セキュリティ機器及びOA関連商品を販売している。</p> <p>当連結会計年度における株式会社No.1の情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上は当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高13,308,392千円に対し金額的に重要な割合を占めるとともに、決算月におけるその販売実績が業績に与える影響も重要なものとなっている。そのため、決算月において情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上を過大に計上する潜在的なリスクがある。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社No.1の決算月における情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上の実在性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社No.1の決算月における情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上の実在性を検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>株式会社No.1の情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上の計上プロセスに係る内部統制の整備・運用状況を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売部門から独立した管理部門が、契約書類の確認及び契約書類と販売システムの受注登録情報を照合する統制。 ・販売部門から独立した管理部門が、販売した商品の納品・設置の事実の確認及び顧客から取得した検収書類と販売システム上の検収日付を照合する統制。 <p>(2)売上高の実在性の検討</p> <p>株式会社No.1の決算月における情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上の実在性を検討するため、統計的手法により抽出した取引を対象として、主に以下の実証手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上計上日及び売上計上金額について、契約書類、納入設置報告書、検収書等の証憑と照合した。 ・販売先に対する売掛金の残高確認手続を実施した。 ・期末日後における売上マイナス処理の有無及び内容について検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社No.1の2023年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社No.1が2023年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社No.1

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
東京事務所指定社員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員指定社員 公認会計士 井上 道明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社No.1の2022年3月1日から2023年2月28日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社No.1の2023年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2023年5月9日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

決算月における情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上の実在性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(株式会社No.1の決算月における情報セキュリティ機器及びOA関連商品の売上の実在性)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年1月12日

株式会社 No. 1
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 米林 喜一
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井上 道明
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社No. 1の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2023年9月1日から2023年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2023年3月1日から2023年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社No. 1及び連結子会社の2023年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半

期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。